破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１６０号
岐阜市萱場南２丁目10番20号
破産者　髙木　秀之
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６１７号
仙台市太白区桜木町３番13号　つくしんぼほのぼの荘、開始決定時の住所仙台市青葉区愛子中央６丁目３番21号　さわやかライフ愛子207
破産者　菅原　　翔
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６１９号
仙台市宮城野区榴ケ岡107番地の５　アゼリアハイツ101、従前の住所仙台市宮城野区原町２丁目２番16号　安達アパート202
破産者　白田　幸恵
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６３４号
宮城県名取市名取が丘３丁目４番１―203号県営名取谷津山住宅
破産者　丹野　清美
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６３７号
宮城県富谷市日吉台２丁目10番地３　スカイヒルズ201、従前の住所仙台市泉区黒松２丁目19番４号　プチシャトー101
破産者　腰山　太一
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
秋田市外旭川字鳥谷場134番地　外旭川市営住宅７―210号
破産者　山本　　匠
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５１号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井2912番地10
破産者　宮本　秀和
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８６号
宮城県仙台市青葉区栗生５丁目８番地の10　ロワールＴ・Ｎ402、破産手続き開始時の住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸745番地18
破産者　加藤　亜興
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６２１号
埼玉県川口市並木１丁目27番36―403号
破産者　吉村文子こと　全　　文子
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７８０号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―18―304
破産者　関端　新一
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５５号
さいたま市南区根岸５丁目６番13―304号
破産者　林　　雄一
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０３号
埼玉県蓮田市大字閏戸3282番地４
破産者　竹下　春枝（旧姓常世）
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５５号
さいたま市岩槻区南平野２丁目18番地９
破産者　小松　　良
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１１号
埼玉県新座市栄５丁目１番31号
破産者　廣瀬　　茂
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１２号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地５―501、住民票上の住所山形県東根市神町南３丁目１番１号
破産者　廣崎　陽平
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４０号
さいたま市浦和区上木崎１丁目２番１号510
破産者　本田　和治
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
埼玉県越谷市大字恩間新田434番地６、開始決定時の住所埼玉県越谷市大字恩間97番地１恩間ハウス101号
破産者　小池　壽子
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
埼玉県越谷市大字恩間新田434番地６、開始決定時の住所埼玉県越谷市大字恩間97番地１恩間ハウス101号
破産者　小池　栄美
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係